

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第6号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和36年倉吉市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(昇給の区分及び昇給の号給数)</p> <p>第13条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、その年齢が30歳、35歳、40歳、45歳、50歳及び55歳に達する年度（以下この項において「長期良好特別昇給年度」という。）の昇給日前における直近の連続した5回の勤務成績がいずれも良好である職員（新たに職員となった日以後の期間が8年未満の職員及び管理職の職員を除く。以下この項において同じ。）又は長期良好特別昇給年度の昇給日前における直近の連続した5回の勤務成績のうち4回が良好であって、1回が良好でない、若しくは極めて良好でないで、かつ、長期良好特別昇給年度の翌年度の昇給日前における勤務成績が良好である職員の条例第4条第4項の規則で定める号給数は、5号給とする。</u></p> <p><u>3 次に掲げる事由以外の事由によって、昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあつては新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上を勤務していない職員は第1項第4号に掲げる職員に、2分の1に相当する期間の日数以上を勤務していない職員は第1項第5号に掲げる職員に、それぞれ該当するものとみなして、第1項の規定を適用する。</u></p> <p>(1)～(7) 略</p>	<p>(昇給の区分及び昇給の号給数)</p> <p>第13条 略</p> <p><u>2 次に掲げる事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上を勤務していない職員にあつては前項第4号に掲げる職員、2分の1に相当する期間の日数以上を勤務していない職員にあつては前項第5号に掲げる職員に該当するものとみなして前項の規定を適用する。</u></p> <p>(1)～(7) 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。